

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 4 月 20 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600361号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1700008号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成26年2月1日から同年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成26年2月及び同年3月の標準報酬月額については、28万円から44万円とする。

平成26年2月及び同年3月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年2月及び同年3月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成26年8月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成26年8月の標準報酬月額については、28万円から44万円とする。

平成26年8月の訂正後の標準報酬月額については、請求日以降に厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和52年生

住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年2月1日から同年8月1日まで

② 平成26年8月1日から同年9月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた期間のうち、平成26年2月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額が、28万円から44万円に訂正されているが、当該訂正後の標準報酬月額は、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。源泉徴収票及び給与明細書を提出するので、当該訂正後の標準報酬月額に係る記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、平成26年2月1日から同年4月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書(写)及びA社から提出された全社員給与集計表(簡易)(写)により、当該期間に係る標準報酬月額決定の基礎となる平成25年4月から同年6月までの報酬月額に見合う標準報酬月額(44万円)に相当する給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成26年2月及び同年3月について、同年2月11日付けの健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を同年3月31日に、また、同年2月12日付けの同取得届を同年4月1日に、それぞれ年金事務所に対し提出したが、これらの届出は誤っていたとして、各喪失及び取得に係る届出を取り消す届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年12月16日に年金事務所に対し提出しているところ、当該取消前の同取得届において28万円の標準報酬月額に相当する報酬月額が記載されていることが確認できる上、事業主は、訂正後の標準報酬月額(44万円)に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②について、上記の給与明細書(写)及び全社員給与集計表(簡易)(写)により、請求者は、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(28万円)を超える報酬月額の支払を事業主から受けていたことが認められる。

したがって、請求期間②の標準報酬月額については、上記の給与明細書(写)及び全社員給与集計表(簡易)(写)により確認できる当該期間に係る標準報酬月額決定の基礎となる平成25年4月から同年6月までの報酬月額から、44万円に訂正することが必要である。

3 請求期間①のうち、平成26年4月1日から同年8月1日までの期間について、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなり、また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、上記の認定額がオンライン記録を上回る場合である。

したがって、当該期間については、上記の給与明細書(写)及び全社員給与集計表(簡易)(写)において、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(28万円)は、オンライン記録における訂正前の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川県) (受) 第 1600378 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川県) (厚) 第 1700007 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 4 月
② 平成 15 年 10 月

厚生年金保険の記録では、A 社に勤務していた期間のうち、平成 15 年 4 月及び同年 10 月における標準賞与額の記録が無い。請求期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、当該期間の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②に A 社から賞与を支給されたと主張しているところ、同社の事業主は、請求者の当該期間に係る資料を保存していないため、請求者に対する当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料控除については不明である旨を回答している上、請求者は、当該期間に係る賞与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、請求期間に係る賞与の振込を確認できる預金通帳を所持していない上、請求者が当該期間の賞与の振込先であったとする金融機関は、当該期間に係る取引記録は確認できない旨を回答していることから、請求者の当該期間に係る賞与支払額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。